



2021年11月4日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび
代表者名 代表取締役社長 杉原 章郎
(コード番号: 2440 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 阿部 公一
(TEL: 03-3500-9700)

定款の一部変更に関するお知らせ（追加）

当社は、2021年11月4日開催の取締役会において、2021年10月4日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更並びに資本金等の額の減少に関するお知らせ」にお示しした定款の一部変更の内容を含め、下記のとおり定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本定款変更の目的（追加変更部分に下線を付しております。）

- (1) 取締役の任期を1年に短縮し、各事業年度内における各取締役の責任を明確にするものです。
- (2) A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定の新設等を行うものです。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得に係る規定の統合及び剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものです。
- (4) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、代表取締役社長に事故があった場合には、他の取締役に加え、取締役以外の執行役員（株主である者に限る。）が、株主総会の議長を行えるよう規定の変更するものです。
- (5) その他、上記に伴う号数の繰り上げ、体裁を整えるための表記のゆれの訂正を行うものです。

なお、本定款変更については、2021年11月30日開催予定の当社臨時株主総会において、本定款変更及び第三者割当による種類株式の発行に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程（追加変更部分に下線を付しております。）

2021年10月4日（月）	定款変更に係る取締役会決議
2021年11月4日（木）	本定款変更に係る取締役会決議
2021年11月30日（火）	臨時株主総会決議（予定）
2021年12月10日（金）	本定款変更の効力発生日（予定）

以上

別紙 定款変更案

(変更箇所は下線で、追加変更箇所は二重下線で示しております。)

現行定款	変更案
第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略) (12) 飲食店の経営、企画、運営 <u>及び</u> 管理	第2条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (現行どおり) (12) 飲食店の経営、企画、運営 <u>および</u> 管理
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、184,000,000株とする。	第6条（発行可能株式総数<u>および</u>発行可能種類株式総数） <u>当会社の発行可能株式総数は、187,400,000株とし、普通株式の発行可能株式総数は184,000,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は3,400,000株とする。</u>
第7条（単元株式数） <u>当会社の単元株式数は、100株とする。</u>	第7条（単元株式数） <u>当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。</u>
第9条（自己株式の取得） <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	<u>(削除)</u>
第10条（株主名簿管理人） (条文省略)	第9条（株主名簿管理人） (現行どおり)
第11条（株式取扱規則） (条文省略)	第10条（株式取扱規則） (現行どおり)
(新設)	<u>第2章の2 A種優先株式</u>
(新設)	第10条の2（A種優先配当金） <u>当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当会社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）</u>

	<p>を行ったときは、かかる剩余金の配当の合計額を控除した額の剩余金の配当を行う。</p> <p>2. ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額とする。ただし、2022年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2022年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。</p> <p>3. ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剩余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率9.00%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剩余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>4. 当会社はA種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剩余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剩余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剩余金の配当については、この限りではない。</p>
(新 設)	<p>第10条の3（残余財産の分配）</p> <p>当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株</p>

	<p>式1株当たり、第2項に定める金額を支払う。</p> <p>2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（第10条の5第2項に定義する。ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。</p> <p>3. A種優先株主等に対しては、前2項の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。</p>
（新 設）	<p>第10条の4（議決権）</p> <p>A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。</p> <p>2. 当会社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
（新 設）	<p>第10条の5（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権））</p> <p>A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当会社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、第2項に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</p> <p>2. A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累積未払優先配当金および償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（第1号に定める。）とする優先配当金日割計算額（第2号に定める。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>（1）「日割計算基準日」とは、償還請求または第10条の6に定める強制償還に従ってA種優先株式</p>

	<p><u>を取得する日をいう。</u></p> <p><u>(2) 「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日(同日を含む。)から日割計算基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額(除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剩余金を配当したとき(当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。)は、その額を控除した金額とする。)をいう。</u></p>
(新 設)	<p><u>第10条の6 (金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</u></p> <p><u>当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額(ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。)に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる(この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当会社の取締役会において決定する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第10条の7 (株式の分割、併合等)</u></p> <p><u>当会社は、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u></p> <p><u>2. 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>3. 当会社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>第10条の8 (譲渡制限)</u></p> <p><u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</u></p>
第12条 (招集) (条文省略)	<p><u>第11条 (招集)</u></p> <p><u>(現行どおり)</u></p>

<p>第13条（定時株主総会の基準日） (条文省略)</p>	<p>第12条（定時株主総会の基準日） (現行どおり)</p>
<p>第14条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第13条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役または当会社の株主である執行役員がこれに代わる。</p>
<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） (条文省略)</p>	<p>第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） (現行どおり)</p>
<p>第16条（決議の方法） (条文省略)</p>	<p>第15条（決議の方法） (現行どおり)</p>
<p>第17条（議決権の代理行使） (条文省略) (新 設)</p>	<p>第16条（議決権の代理行使） (現行どおり)</p>
<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>第17条（種類株主総会）</u> <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第13条、第14条、第15条第1項および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(削 除)</u></p>
<p>第27条（取締役の責任免除） (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条（監査役の責任免除）</p>	<p>第27条（取締役の責任免除） (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第36条（監査役の責任免除）</p>

<p>(条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が<u>規定する額</u>とする。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が<u>定める額</u>とする。</p>
<p>第37条（会計監査人の責任限定契約）</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が<u>規定する額</u>のいずれか高い金額とする。</p>	<p>第37条（会計監査人の責任限定契約）</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が<u>定める額</u>のいずれか高い金額とする。</p>
<p>第39条（剰余金の配当の基準日）</p> <p><u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>第39条（剰余金の配当等）</p> <p><u>当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>当会社は、毎年9月30日または3月31日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>3. <u>前2項のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または登録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>第40条（中間配当）</p> <p><u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第41条（配当金の除斥期間）</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第40条（配当金の除斥期間）</p> <p>(現行どおり)</p>